

第1 給与所得の源泉徴収票と給与支払報告書

1 提出しなければならない者

平成17年中に俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有する給与（以下「給与等」といいます。）を支払った者です。

【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】

受給者の区分		提出範囲
年末調整をしたもの	(1) 法人（人格のない社団や財団を含みます。）の役員（取締役、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等である者）及び現に役員をしていなくても平成17年中に役員であった者	平成17年中の給与等の金額が150万円を超えるもの
	(2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、海事代理士、建築士等（所得税法第204条第1項第2号に規定する者）	平成17年中の給与等の金額が250万円を超えるもの
	(3) 上記(1)及び(2)以外の者	平成17年中の給与等の金額が500万円を超えるもの
年末調整をしなかったもの	(4) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した者	イ 平成17年中に退職した者、災害により被害を受けたため、平成17年中の給与所得に対する源泉所得税額の徴収の猶予又は還付を受けた者 ロ 主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった者
	(5) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった者（月額表又は日額表の乙欄若しくは丙欄適用者等）	平成17年中の給与等の金額が50万円を超えるもの
		全部

2 各欄の記載要領

記入欄名	記載すべき事項
(1) 支払を受ける者	①「住所又は居所」欄 受給者の平成18年1月1日（中途退職者は、退職時）現在の住所又は居所を確認して記載してください。 なお、同居又はアパートなどに住んでいる者については、「〇〇方」、「××荘△号」等と付記してください。 (注) 租税条約に基づいて課税の免税を受けている者については、その者から提出された条約に関する届出書を基にして、外国における住所を記載してください。 ②「氏名」欄 必ずフリガナをふり、受給者が法人の役員である場合には、その役職名（例えば、社長、専務、常務、取締役工場長等）を、役員でない場合にはその職務の名称（経理課長、営業係等）を併記してください。 (注) 電子計算機等で事務処理をしている事務所、事業所等において受給者番号を必要とする場合には、「受給者番号」欄を使用してください。
(2) 種別	俸給、給料、歳費、賞与、財形給付金、財形基金給付金などのように給与等の種別を記載してください。
(3) 支払金額	平成17年中に支払の確定した給与等（中途就職者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等の金額を含みます。）の総額を記載してください。この場合、源泉徴収票の作成日現在で未払のものがあるときは、その未払額を内書してください。 ただし、賃金の支払の確保等に関する法律第7条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、その弁済を受けた金額を含めなくて記載してください。
(4) 給与所得控除後の金額	年末調整を行った受給者だけについて、「平成17年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」によって求めた「給与所得控除後の給与等の金額」を記載してください。
(5) 所得控除の額の合計額	年末調整を行った受給者だけについて、給与所得控除後の給与等の金額から控除した、①社会保険料控除、②小規模企業共済等掛金控除、③生命保険料控除、④損害保険料控除、⑤障害者控除、⑥寡婦（寡夫）控除、⑦勤労学生控除、⑧配偶者控除、⑨配偶者特別控除、⑩扶養控除、⑪基礎控除の額の合計額を記載してください。 (注) 所得控除の額の合計額を記載する際には次の点に留意してください。 1 平成17年分の所得税から老年者控除が廃止されています。 2 「配偶者控除」と「配偶者特別控除」は、重複して受けることができません。
(6) 源泉徴収税額	①年末調整をした給与等：年末調整定率控除額を控除した後の源泉徴収税額 ②年末調整をしない給与等：平成17年中に源泉徴収すべき税額の合計額 ただし、災害により被害を受けたため給与所得に対する源泉所得税の徴収の猶予を受けた税額は含めません。 ※ 源泉徴収票の作成日現在で未払の給与等があるため源泉徴収すべき税額を徴収していないときは、その未徴収税額を内書してください。

記入欄名		記載すべき事項
(7)	控除対象配偶者の有無等	<p>①「有」、「無」欄 主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から配偶者控除をしたかどうかを○印で表示してください。</p> <p>②「従有」、「従無」欄 従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から配偶者控除をしたかどうかを○印で表示してください。</p> <p>③「老人」欄 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合に○印で表示してください。</p>
(8)	配偶者特別控除の額	<p>「給与所得者の配偶者特別控除申告書」に基づいて控除した配偶者特別控除額を記載してください。</p> <p>(注) 所得者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合や、配偶者の合計所得金額が38万円以下のとき又は76万円以上のときには配偶者特別控除は受けられません。</p>
(9)	扶養親族の数(配偶者を除く)	<p>①「特定」欄 特定扶養親族がいる場合には、次により記載してください。 左の欄には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を、右の欄には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を記載してください。</p> <p>②「老人」欄 老人扶養親族がいる場合には、次により記載してください。 左の欄の点線の右側には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を、点線の左側には、そのうち受給者又は受給者の配偶者の直系尊属で同居している者の数を記載し、右の欄には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を記載してください。</p> <p>③「その他」欄 特定扶養親族又は老人扶養親族以外の扶養親族がいる場合には、次により記載してください。 左の欄には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の扶養親族の数を、右の欄には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の扶養親族の数を記載してください。</p>
(10)	障害者の数(本人を除く)	<p>①「特別」欄 点線の右側には、特別障害者の数を、点線の左側にはそのうち同居する特別障害者の数を記載してください。</p> <p>②「その他」欄 特別障害者以外の障害者の数を記載してください。</p>
(11)	社会保険料等の金額	<p>給与等を支払う際にその給与等から控除した社会保険料の金額、「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額を記載してください。</p> <p>(注) 1 中途就職者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合にはその給与等の金額から控除した社会保険料等の金額を含みます。 2 小規模企業共済等掛金の額については、これを内書してください。 ※ 小規模企業共済等掛金には、確定拠出年金法第55条第2項第4号に規定する個人型年金加入者掛金を含みます。</p>
(12)	生命保険料の控除額、損害保険料の控除額	<p>「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した金額をそれぞれ記載してください。</p>
(13)	住宅借入金等特別控除の額	<p>年末調整の際に「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」に基づいて控除した金額を記載してください。</p>
(14)	(摘要)	<p>① 平成17年分所得税の定率減税について、年末調整定率控除額を「年調定率控除額×××円」と記載してください。</p> <p>② 社会保険料控除を受けた国民年金保険料等(※)の金額について、「国民年金保険料等の金額×××円」と記載してください。 ※ 国民年金保険料等とは、国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入者として負担する掛金をいいます。</p> <p>③ 年の中で就職した者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、(イ)他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した税額、給与等から控除した社会保険料の金額、(ロ)他の支払者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称、(ハ)他の支払者のもとを退職した年月日を記載してください。</p> <p>④ 賃金の支払の確保等に関する法律第7条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職労働者については、同条の規定により弁済を受けた旨及びその弁済を受けた金額を記載してください。</p> <p>⑤ 控除対象配偶者及び扶養親族の名前を記載してください。</p> <p>⑥ 「災害者」欄に○印を付した者については、徴収猶予税額を記載してください。</p> <p>⑦ 年末調整の際、住宅借入金等特別控除の適用を受けた者については、その適用を受けた家屋を居住の用に供した年月日を記載してください。</p>

記入欄名	記載すべき事項
	⑧ 租税条約に基づいて課税の免除を受ける者については、「〇〇条約〇〇条該当」と赤書きしてください。 ⑨ 「配偶者の合計所得」欄には、配偶者特別控除の適用を受けた受給者について、配偶者の平成17年中の合計所得金額を記載してください。 ⑩ 「個人年金保険料の金額」欄には、生命保険料の控除額のうち個人年金保険料に係る控除額が含まれている者について、平成17年中に支払った個人年金保険料の金額を記載してください。 ⑪ 「長期損害保険料の金額」欄には、損害保険料の控除額のうち長期損害保険料に係る控除額が含まれている者について、平成17年中に支払った長期損害保険料の金額を記載してください。 ⑫ 「未成年者」から「外国人」までの各欄は、受給者が該当する事項の各欄にそれぞれ〇印を付して表示してください。 (注)1 ここでいう未成年者とは、昭和61年1月3日以後に生まれた人をいいます。 2 「寡婦」欄の「特別」とは、寡婦控除の特例を受ける寡婦をいいます。 ⑬ 年途中で就職や退職(死亡退職を含みます。)した者については「中途就・退職」の該当欄に〇印を付し、その年月日を記載してください。 ⑭ 「受給者生年月日」欄には、受給者の生年月日を記入してください。
(15) 支払者	給与等を支払った者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称及び電話番号を記載してください。

3 その他の注意事項

- (1) 「給与所得の源泉徴収票」は、上記1の提出範囲にかかわらず、すべての受給者について作成の上、平成18年1月31日まで(年途中で退職した者の場合は、退職の日以後1か月以内)に受給者に交付しなければなりません。
 なお、「すべての受給者」には、国内に住所又は1年以上居所を有する外国人労働者も含まれますので、必ずその外国人労働者に「給与所得の源泉徴収票」を交付するよう留意してください。
- (2) 「給与支払報告書」は、「給与所得の源泉徴収票」と異なり、平成18年1月1日現在において給与等の支給を受けているすべての受給者のものを関係市区町村(原則として受給者の平成18年1月1日現在の住所地の市区町村)に提出してください。
- (3) 上表1(2)は、弁護士等に給与等として支払っている場合の提出範囲であり、これらの者に報酬等として支払う場合には、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出対象となることにご注意ください。
- (4) 税務署へ提出する給与所得の源泉徴収票のうち、日本と情報交換の規定を有する租税条約を締結している各国(表1)に住所(居所)がある者の「給与所得の源泉徴収票」については同じものを**2枚提出**してください。

【表1】

アイルランド	エジプト	スリランカ	ニュージーランド	ベトナム
アゼルバイジャン	オーストラリア	スロバキア	ノルウェー	ベラルーシ
アメリカ合衆国	オーストリア	タイ	パキスタン	ベルギー
アルメニア	オランダ	大韓民国	ハンガリー	ポーランド
イスラエル	カナダ	タジキスタン	バングラデシュ	マレーシア
イタリア	キルギス	チェコ	フィジー	南アフリカ共和国
インド	グルジア	中華人民共和国 ^註	フィリピン	メキシコ
インドネシア	ザンビア	デンマーク	フィンランド	モルドバ
ウクライナ	シンガポール	ドイツ	ブラジル	ルーマニア
ウズベキスタン	スウェーデン	トルクメニスタン	フランス	ルクセンブルグ
英国	スペイン	トルコ	ブルガリア	ロシア

註 香港及びマカオを除く。

- (5) 「給与所得の源泉徴収票」と「給与支払報告書」の作成枚数
 税務署へ提出を要する受給者分については、「給与所得の源泉徴収票」を税務署提出用と受給者交付用として各1枚、「給与支払報告書」を市区町村提出用として2枚の計4枚、税務署へ提出を要しない受給者分については、「給与所得の源泉徴収票」を受給者交付用として1枚、「給与支払報告書」を市区町村提出用として2枚の計3枚を作成してください。

税務署へ提出を要する受給者分		税務署へ提出を要しない受給者分	
① 給与所得の源泉徴収票(税務署提出用)	1枚	① 給与所得の源泉徴収票(税務署提出用)	×
② 給与所得の源泉徴収票(受給者交付用)	1枚	② 給与所得の源泉徴収票(受給者交付用)	1枚
③ 給与支払報告書(市区町村提出用)	2枚	③ 給与支払報告書(市区町村提出用)	2枚
計	4枚	計	3枚

4 記載例

記載例 1 年末調整を行った一般の受給者の場合

○平成17年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿

氏名	(フリガナ) 国税 一郎		整理番号	
前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	円	円	円	円
同上の税額につき還付又は徴収した月区分	月別	円	円	円
扶養控除等の申告	控除対象配偶者 一般 扶養親族 特定扶養親族 老人扶養親族 障害者等	人数	円	円
区	分	金額	税	額
給料・手当等	①	4,830,000	③	723,260
賞与等	④	1,393,000	⑤	73,080
計	⑦	6,223,000	⑧	196,340
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	4,436,000	配偶者の合計所得金額	
社会保険料等控除額	⑩	789,123	個人年金保険料支払額 (89,000円)	
生命保険料の控除額	⑬	97,250	長期損害保険料支払額 (19,600円)	
損害保険料の控除額	⑭	14,800	他のうち小規模企業共済等掛金の金額	
配偶者特別控除額	⑮			
所得控除額の合計額	⑰	2,203,293		
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出年税額	⑱	2,232,000	⑲	223,200
住宅借入金等特別控除額	⑳	205,000		
年調年税額(⑱-㉑、マイナスの場合は0)	㉑	18,200		
年調定率控除額(㉑×20%、25万円を限度)	㉒	3,640		
平成17年分年税額(㉑-㉒、100円未満切捨て)	㉓	14,500		
差引超過額又は不足額(㉓-⑧)	㉔	181,840		
超過額の精算	超過額	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	⑳	181,840
不足額の精算	不足額	翌年に繰り越して徴収する金額	㉑	

(注) 1 この記載例は、年末調整を行った受給者で、〇〇産業株式会社以外からは年末調整の対象となる給与等の支払を受けておらず、年末調整において、社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料の金額がある者の例です。

2 この「給与所得の源泉徴収票」の記載に当たっては、「平成17年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」の「年末調整」欄を基にして必要な事項を転記します。

(5) 年末調整の際に社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料等の金額 162,120円

(6) 789,123+162,120+0=951,243 (⑩+⑪+⑫)

㉒欄：年調定率控除額(25万円を限度)
⇒ 18,200円×20%

㉓欄：平成17年分年税額(㉑-㉒)
(100円未満切捨て)
⇒ 18,200円-3,640円

上に示した源泉徴収簿の()付数字の欄の金額等を源泉徴収票の同番号の欄に移記してください。

○平成17年分 給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	整理番号
東京都千代田区霞が関3-1-1	氏名	(フリガナ) 国税 一郎	
総務係長	氏名	国税 一郎	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
給料・賞与	6,223,000	4,436,000	2,203,293
源泉徴収税額			14,500
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者等の数(本人を除く)
有		7	
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
951,243	97,250	14,800	205,000
(摘要)年調定率控除額	国民年金保険料等の金額	配偶者の合計所得	
3,640円	162,120円	個人年金保険料の金額	89,000円
妻・一恵 子・海斗	居住開始	長期損害保険料の金額	19,600円
中途就・退職	受給者生年月日		
17	〇 31 8 19		
住所(居所)又は所在地	支払者		
東京都千代田区大手町1-3-3	〇〇産業株式会社		(電話)03-XXXX-XXXX

※ (12)欄：⑲欄<⑳欄の場合は、⑲欄の金額を転記します。(⑲欄の金額を限度)

記載例2 就職前に他の支払者から受けた給与等を通算して年末調整を行った受給者の場合

○平成17年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿

氏名	(フリガナ) コクゼイ タダシ 正 国 税		整理番号	
前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	円			
同上の税額につき還付又は徴収した月区分	月別	還付又は徴収した税額	差引残高	月別
扶養控除等の申告の有無	申告の有無	控除対象配偶者 一般の扶養親族 特定制職者 老人扶養親族 障害者等	「該当するものを」で 囲んでください。 本人・配・扶(人) ・特別障害者 本人・配・扶(人) ・同居特別障害者 配・扶(人) ・寡婦・特別の寡婦 ・寡夫 ・勤労学生	控除対象配偶者 控除対象配偶者の合計数 控除対象配偶者の合計数 控除対象配偶者の合計数 控除対象配偶者の合計数 控除対象配偶者の合計数 控除対象配偶者の合計数
区	分	金額	税	額
給料・手当等	①	4,200,000	③	152,130
賞与等	④	1,200,000	⑤	54,521
計	⑦	5,400,000	⑧	236,651
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	3,780,000	配偶者の合計所得金額	(円)
社会保険料等控除額	⑩	576,183	個人年金保険料支払額 (121,980円)	(円)
生命保険料の控除額	⑬	100,000	長期損害保険料支払額	(円)
損害保険料の控除額	⑭	3,000	他の年末小規模企業共済等掛金の金額	(円)
配偶者特別控除額	⑮			(円)
所得控除額の合計額	⑰	1,059,183		
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出年税額	⑱	2,720,000	⑲	272,000
住宅借入金等特別控除額	⑳			
年調年税額(⑲-㉑、マイナスの場合は0)	㉑	272,000		
年調定率控除額(㉑×20%、25万円を限度)	㉒	54,400		
平成17年分年税額(㉑-㉒、100円未満切捨て)	㉓	217,600		
差引(超過額)又は不足額(㉓-㉔)	㉔	19,051		
超過額の精算	㉕			
不足額の精算	㉖			

(注) 1 この記載例は、平成17年7月1日に就職した者で、その就職前に勤めていた株式会社神戸商店からの給与等を通算して年末調整を行ったものの例です。

株式会社神戸商店が発行した源泉徴収票を基に次の金額を含めて年末調整をしています。
① 支払金額 2,400,000円
② 源泉徴収税額 108,783円
③ 社会保険料等控除額 283,920円

2 この「給与所得の源泉徴収票」の記載に当たっては、「平成17年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」の「年末調整」欄を基にして必要な事項を転記します。

㉒欄：年調定率控除額(25万円を限度)
⇒ 272,000円×20%

㉓欄：平成17年分年税額(㉑-㉒)
(100円未満切捨て)
⇒ 272,000円-54,400円

上に示した源泉徴収簿の()付数字の欄の金額等を源泉徴収票の同番号の欄に移記してください。

○平成17年分 給与所得の源泉徴収票 (給与支払報告書)

平成17年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	千葉県柏市あけぼの2丁目1番30号		氏名	(受給者番号) (フリガナ) コクゼイ タダシ 後職名) 営業係長 国 税 正
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額	
給料・賞与	5,400,000	3,780,000	1,059,183	217,600	
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数(配偶者を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額
有 無	円	人	円	円	円
			576,183	100,000	3,000
(摘要) 年調定率控除額	54,400円	国民年金保険料等の金額	0円	配偶者の合計所得	
神戸市中央区中山手通2丁目2-20 株式会社神戸商店 平成17年6月30日退職				個人年金保険料の金額	121,980円
支払金額 2,400,000円 徴収税額 108,783円 社会保険料 283,920円				長期損害保険料の金額	円
乙欄	本人が障害者	寡婦	中途就・退職	受給者生年月日	
特別	○	○	就 職 退 職 年 月 日	明 大 昭 平 年 月 日	
その他			○ 17 7 1	○ 48 2 20	
支払者	住所(居所)又は所在地	東京都千代田区大手町1-3-3			
氏名又は名称	〇〇産業 株式会社 (電話)03-XXXX-XXXX				

○ 摘要欄に次の事項を記載してください。
・他の支払者の所在地、名称等
・他の支払者のもとを退職した年月日
・他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した税額、給与等から控除した社会保険料等の金額